

I 体育・スポーツ活動

1 児童生徒の運動競技について

(1) 「児童・生徒の運動競技について」の廃止に伴う新たな児童生徒の運動競技の取扱について

(平成13年3月30日文部省通知)

児童生徒を対象とした運動競技大会の開催及び参加については、昭和54年の文部省通知「児童・生徒の運動競技について」によっていたところであるが、このたびこの通知が廃止されることに伴い、児童生徒が参加する運動競技について、その適正な実施及び参加がなされるよう、関係団体及び学校が、自主的に取り組んでいくことが重要である。その際の見安となる新しい基準について、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会は、以下の通り申し合わせる。

記

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけではなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。各団体は、この基準に沿って運動競技の実施及び参加が適正になされるよう取り計らうものとする。また、その際は、各団体がこの基準を超えない範囲で詳細な定めを設けることができる。

児童生徒の運動競技に関する基準

1. 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないよう留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という

観点から、原則として都道府県内における開催・参加とする。

- ② 中学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省（文部省）と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2. 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会(国外における競技会や遠征合宿等を含む)に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

平成13年3月30日

全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会

幹事長 大野敬三

財団法人全国高等学校体育連盟

会長 河上一雄

財団法人日本中学校体育連盟

会長 高木清文

全国連合小学校長会

会長 三上裕三

(2) 「児童生徒の運動競技について」

(平成14年3月11日教育長通知)

教体第1958号

平成14年3月11日

各県立学校長 様

教育長 田 中 力 男

児童生徒の運動競技について(通知)

このことについて、これまで昭和55年3月25日付け教体第719号「児童・生徒の運動競技について」によって、適正な運用をお願いしてきたところです。

ところで、文部科学省におきましては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進することとし、児童生徒の運動競技については各教育委員会や学校の判断で行われることが適当であることから、平成13年3月30日付け12文科ス第160号文部科学事務次官通知により国の基準を廃止いたしました。

このことから、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮され、より適正な児童生徒の運動競技活動及び大会参加がなされるよう、このたび別添の指針「児童生徒の運動競技について」を定めましたので通知します。これに伴い、昭和55年3月25日付け教体第719号は廃止します。

については、この指針に基づき適正な運用がなされるようお願いいたします。

なお、下記の団体に別途協力を依頼したので申し添えます。

記

熊本県小学校長会

熊本県高等学校野球連盟

熊本県中学校長会

熊本大学

熊本県公立高等学校長会

国立高等専門学校

熊本県私立中学高等学校協会

熊本県PTA連合会

熊本県小学校体育連盟

熊本県公立高等学校PTA連合会

熊本県中学校体育連盟

財団法人熊本県体育協会

熊本県高等学校体育連盟

熊本県体育指導委員協議会

児童生徒の運動競技について

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成するなど、教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が発揮されるためには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活を考慮することが必要であり、児童生徒の運動競技が適正に行われるよ

う、次のとおり指針を示す。

なお、この指針は、学校教育活動の円滑な実施という見地から、主に児童生徒が学校教育活動の一環として運動競技会へ参加する場合の判断基準、及び運動競技会参加に当たっての配慮事項を示したものである。

児童生徒の運動競技に関する指針

1 学校教育活動としての運動競技会への参加について

(1) 主催団体等及び参加に当たっての注意事項

ア 高等学校及び盲、聾、養護学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

ここでいう学校体育団体とは、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟を指し、地方公共団体とは教育委員会等を指すものとする。なお、地域により学校体育団体が組織されていない場合は、その地域の校長会がそれに代わることは差し支えない。

また、新聞社や放送会社等も共催者として加わっていることは差し支えないが、上級学校が下級学校の児童生徒を対象として開催する運動競技会に参加することは望ましくない。

イ 主催団体が運動競技会の規模、日程などにおいて児童生徒の心身の発達からみて無理がないよう配慮した大会であること。

ウ 学校は運動競技会に参加する者について、本人の意志、健康、学業及び参加に要する経費などに十分配慮するとともに、保護者の理解をも十分得るよう to すること。

(2) 運動競技会への参加回数等

ア 盲、聾、養護学校小学部の児童が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における参加とする。

この場合、同一市町村又は隣接市町村程度の地域(熊本市又は教育事務所の管轄区域)内における大会は、小学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年1回程度が望ましい。

また、県大会に参加する場合は年1回程度が望ましい。

イ 盲、聾、養護学校中学部の生徒が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度が望ましい。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、各競技につき、それぞれ年間1回程度が望ましい。

ウ 高等学校及び盲、聾、養護学校高等部の生徒が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、県大会への参加は高等学校体育連盟の主催大会年2

回、共催大会年２回程度が望ましい。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、各競技につき、それぞれ年間２回程度が望ましい。

エ このほか、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、広く一般から競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことは差し支えない。また、盲、聾、養護学校中学部の生徒については、国及び財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることが望ましい。

なお、ここで言う競技水準の高い者を選抜して行う全国大会とは、国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等を指すものとする。

また、特に教育的配慮から、盲、聾、養護学校の児童生徒が県内及び県外における盲、聾、養護学校の児童生徒を対象にした大会に参加する場合は、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。

オ 入場料を徴収しない大会であることが望ましいが、入場料を徴収する運動競技会に参加する場合は、事前に主催者と教育委員会において入場料徴収について協議した大会であること。

2 学校教育活動以外の運動競技会への参加について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿を含む。以下「大会等」という。）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が大会等に参加する状況を把握するとともに、次のことに配慮することが望ましい。

（１）スポーツ傷害保険等に加入し参加することが望ましい。

（２）指導者又は引率者は、児童生徒の健全育成を図るため、大会等の趣旨、規模、日程、参加回数等が学業に支障がないことを確認するとともに、経費や引率責任者等の問題があるので、保護者と十分協議することが望ましい。

（３）参加に当たっては、主催者が次のことに十分配慮した大会等であることが望ましい。

ア 経費負担の軽減

イ 学業への配慮

ウ 災害補償のための配慮

3 国外において開催される大会等に児童生徒が参加する場合、校長は県教育委員会に別紙様式により事前に報告するものとする。

4 その他

児童生徒の運動競技については、児童生徒の生活及び成長の上からバランスがとれた活動となるよう、十分配慮すること。

(別紙様式)

文 書 番 号
年 月 日

熊本県教育長 様

学 校 名

校 長 名

公 印

児童生徒の国外における運動競技会等への参加に
ついて(報告)

このことについて、平成14年3月11日付け教体第1958号に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

- 1 参加大会等名
- 2 派遣団体名
- 3 派遣児童生徒名(学年・氏名・性別)
- 4 派遣期間
- 5 派遣国名
- 6 添付書類
 - (1) 派遣依頼書(派遣団体作成のもの)の写
 - (2) 派遣要項(派遣団体作成のもの)の写
 - (3) 保護者の承諾書の写
 - (4) 健康診断書の写
 - (5) 経費負担証明書の写

教体第1958号
平成14年3月11日

各教育事務所長 様

教育長 田 中 力 男

児童生徒の運動競技について(通知)

このことについて、これまで昭和55年3月25日付け教体第719号「児童・生徒の運動競技について」によって、適正な運用をお願いしてきたところです。

ところで、文部科学省におきましては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進することとし、児童生徒の運動競技については各教育委員会や学校の判断で行われることが適当であることから、平成13年3月30日付け12文科ス第160号文部科学事務次官通知により国の基準を廃止いたしました。

このことから、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されより適正な児童生徒の運動競技活動及び大会参加がなされるよう、このたび別添の参考資料「児童生徒の運動競技について」を作成いたしました。

については、貴管内市町村教育委員会が、指針策定の参考とするなど、児童生徒の適正な運動競技の実施のために活用するよう、取り計らい願います。

なお、昭和55年3月25日付け教体第719号は廃止します。

児童生徒の運動競技について(参考資料)

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成するなど、教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が発揮されるためには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活を考慮することが必要であり、児童生徒の運動競技が適正に行われるよう、次のとおり指針を示す。

なお、この指針は、学校教育活動の円滑な実施という見地から、主に児童生徒が学校教育活動の一環として運動競技会へ参加する場合の判断基準、及び運動競技会参加に当たっての配慮事項を示したものである。

児童生徒の運動競技に関する指針

1 学校教育活動としての運動競技会への参加について

(1) 主催団体等及び参加に当たっての注意事項

ア 小学校、中学校、高等学校及び養護学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

ここでいう学校体育団体とは、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟を指し、地方公共団体とは教育委員会等を指すものとする。なお、地域により学校体育団体が組織されていない場合は、その地域の校長会がそれに代わることは差し支えない。

また、新聞社や放送会社等も共催者として加わっていることは差し支えないが、上級学校が下級学校の児童生徒を対象として開催する運動競技会に参加することは望ましくない。

イ 主催団体が運動競技会の規模、日程などにおいて児童生徒の心身の発達からみて無理がないよう配慮した大会であること。

ウ 学校は運動競技会に参加する者について、本人の意志、健康、学業及び参加に要する経費などに十分配慮するとともに、保護者の理解をも十分得るようにすること。

(2) 運動競技会への参加回数等

ア 小学校及び養護学校小学部の児童が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における参加とする。

この場合、同一市町村又は隣接市町村程度の地域(熊本市又は教育事務所の管轄区域)内における大会は、小学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年1回程度が望ましい。

また、県大会に参加する場合は年1回程度が望ましい。

イ 中学校及び養護学校中学部の生徒が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度が望ましい。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、各競技につき、それぞれ年間1回程度が望ましい。

ウ 高等学校の生徒が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、県大会への参加は高等学校体育連盟の主催大会年2回、共催大会年2回程度が望ましい。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、各競技につき、それぞれ年間2回程度が望ましい。

エ このほか、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、広く一般から競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことは差し支えない。また、中学校及び養護学校中学部の生徒については、国及び財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることが望ましい。

なお、ここで言う競技水準の高い者を選抜して行う全国大会とは、国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等を指すものとする。

また、特に教育的配慮から、養護学校の児童生徒が県内及び県外における養護学校の児童生徒を対象にした大会に参加する場合は、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。

オ 入場料を徴収しない大会であることが望ましいが、入場料を徴収する運動競技会に参加する場合は、事前に主催者と教育委員会において入場料徴収について協議した大会であること。

2 学校教育活動以外の運動競技会への参加について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む。以下「大会等」という。）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が大会等に参加する状況を把握するとともに、次のことに配慮することが望ましい。

（1）スポーツ傷害保険等に加入し参加することが望ましい。

（2）指導者又は引率者は、児童生徒の健全育成を図るため、大会等の趣旨、規模、日程、参加回数等が学業に支障がないことを確認するとともに、経費や引率責任者等の問題があるので、保護者と十分協議することが望ましい。

（3）参加に当たっては、主催者が次のことに十分配慮した大会等であることが

望ましい。

- ア 経費負担の軽減
- イ 学業への配慮
- ウ 災害補償のための配慮

3 国外において開催される大会等に児童生徒が参加する場合、校長は県教育委員会に別紙様式により事前に報告するものとする。

4 その他

児童生徒の運動競技については、児童生徒の生活及び成長の上からバランスがとれた活動となるよう、十分配慮すること。

(別紙様式)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇（市町村）教育長 様

学 校 名
校 長 名 公印

児童生徒の国外における運動競技会等への参加について(報告)

このことについて、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 参加大会等名
 - 2 派遣団体名
 - 3 派遣児童生徒名(学年・氏名・性別)
 - 4 派遣期間
 - 5 派遣国名
 - 6 添付書類
- (1) 派遣依頼書(派遣団体作成のもの)の写
 - (2) 派遣要項(派遣団体作成のもの)の写
 - (3) 保護者の承諾書の写
 - (4) 健康診断書の写
 - (5) 経費負担証明書の写

(3) 中学生の国民体育大会への参加について

(平成17年12月22日17文科ス第327号文部科学省スポーツ・青少年局長、
文部科学省初等中等教育局長通知)

中学生の国民体育大会への参加については、平成6年1月17日付け文体体162号「中学生の国民体育大会への参加について」により、一部の競技について、中学校第三学年に在学する生徒に限り参加を認めてきましたが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が協議した結果、第61回国民体育大会（兵庫県）から、別紙のとおり実施されることとなりました。

ついては、各位におかれては、下記事項に御留意の上、今後とも生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。また、中学生の参加を認める競技の拡大については、今後、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体において、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

本通知の発出に伴い、「中学生の国民体育大会の参加について」（平成6年1月17日付け文体体第162号）は、廃止することとします。

以上のことについて、都道府県教育委員会におかれては、管内の市（区）町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主幹課におかれては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれては、附属学校に対して周知くださるよう、併せてお取り計らい願います。

記

- 1 中学生の国民体育大会(予選会を含む。以下同じ。)への参加については、生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 生徒の国民体育大会への参加が、当該生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業の出欠については、「出席」扱いとすることが適当であること。
- 3 学校教育活動の一環として国民体育大会に参加させる場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となること。
- 4 生徒のブロック予選又は本大会への参加に要する経費は、原則として各都道府県の選手団派遣母体によって支弁されるものであること。

(4) 中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について

(令和2年2月4日元受ス庁第1370号スポーツ庁次長通知)

このことについて、平成31年4月4日付け30受ス庁第1617号により通知しているところですが、この度、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会及び関係団体の協議が整い、令和元年12月12日開催の公益財団法人日本スポーツ協会「令和元年度第3回国民体育大会委員会」において参加競技の拡充が決定いたしました。

これにより、標記のことについては別紙のとおり改めることとし、第75回国民体育大

会（2010年）から実施することとなりましたので通知します。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の地区町村教育委員会及び所管の中学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の中学校に対して、各都道府県知事及び中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の中学校に対して、附属中学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人におかれては、その管下の中学校に対して御周知くださるようお願いいたします。

なお、中学3年生の参加可能な競技範囲の拡大については、今後もスポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会及び関係団体が、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について

競技	種目	種別	実施開始大会
水泳	競泳	少年B	第49回(平成6年)
スケート	フィギュア	少年	
体操	体操競技	少年	
陸上競技		少年B	
カヌー	スプリント	少年	第61回(平成18年)
	スラローム	少年	
	ワイルドウォーター	少年	
ゴルフ		少年男子、女子	
サッカー		少年男子、女子	
卓球		少年	
テニス		少年	
ボウリング		少年	第62回(平成19年)
ソフトテニス		少年	
フェンシング		少年	
アーチェリー		少年	第63回(平成20年)
スキー		少年	
セーリング		少年	
馬術		少年	
水泳	飛込	少年	第64回(平成21年)
	シンクロナイズドスイミング	少年女子	
山岳		少年	第66回(平成23年)
ライフル射撃	ビームライフル	少年男子・女子	
	ビームピストル	少年男子・女子	
スケート	スピード	少年男子・女子	第67回(平成24年)
	ショートトラック	少年男子・女子	
バドミントン		少年	第68回(平成25年)
レスリング	フリースタイル	少年男子	第70回(平成27年)
	グレコローマンスタイル	少年男子	
水泳	オープンウォータースイミング	男子・女子	第71回(平成28年)
バスケットボール		少年	第74回(平成31年)
水泳	水球	女子	
体操	トランポリン	男子・女子	
体操	新体操	少年女子	第75回(令和2年)

中学3年生の参加可能な競技数（第75回大会以降） 21競技

(5) 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について

(平成26年4月23日付け文部科学省スポーツ・青少年局参事官事務連絡)

(平成26年5月2日付け教体第186号体育保健課長通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）付から事務連絡がありました。

つきましては、標記の概要、予防、対応措置等について、国立スポーツ科学センターのホームページ「成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック」に掲載されていますので、学校内での運動部活動等での指導、関係者の連携や所要の取組の実施等において活用していただき、適切な指導が行われるよう、貴管下の各小・中学校へ周知をお願いします。

先般、一部報道機関において女性の運動・スポーツ実施の際の健康管理上の課題として無月経疲労骨折について大きく取り上げられました。（平成26年4月15日(火)NHK「無月経、疲労骨折・・・10代の女子選手の危機」等）

本事項の概要、予防、対応措置等について、文部科学省から国立スポーツ科学センターへの委託事業の一環として同センターが取りまとめた「成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック」（別添に関係部分抜粋）において掲載されておりますので参考までに送付いたします。学校内での運動部活動等での指導、関係者の連携や所要の取組の実施等において御活用ください。

なお、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対しても周知されるようお取り計らい願います。

[参考資料]

・成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック（平成26年3月）

<http://www.jpnsport.go.jp/jiss/tabid/1112/Default.aspx>

※必要に応じてホームページからダウンロードしてください。

(6) 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について

(平成27年10月30日付け27ス庁第142号スポーツ庁次長通知)

(平成27年11月10日付け教体第1055号体育保健課長通知)

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて高いものです。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、引き続き、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされる必要があります。

平成32年に東京オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に児童生徒が参加することが見込まれるところです。

こうした状況を踏まえ、文部科学省において、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に参加するに当たっての配慮事項等を以下のとおり取りまとめました。下記事項に御留意の上、今後とも、児童生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるようご協力願います。

以上のことについて、都道府県及び指定都市教育委員会並びに都道府県知事にあつては、その管下の学校に対し、御周知願います。

記

- 1 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等（以下「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等」という。）への参加については、児童生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、児童生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出席については「出席」扱いとすることが適当であること。なお、この取扱は「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月1日付け22文科初第1号）別紙1から別紙3における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱に該当するものであること。
- 3 学校においては、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に児童生徒が参加するに当たっては、例えば各競技団体から児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面を徴するなど、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に参加する状況を把握すること。

2 運動部活動について

(1) 小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について

(平成19年2月1日教育長通知)

教体第1193号

平成19年2月1日

各県立学校長 様

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について（通知）

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成10年2月16日付け教体第1544号）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の充実を図るため、別添のとおり「小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針」を定めましたので通知します。

については、この指針に基づき、一層適正で魅力ある運動部活動が展開されるようお願いします。

教体第1193号

平成19年2月1日

各教育事務所長 様

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について（通知）

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成10年2月16日付け教体第1544号）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の充実を図るため、別添のとおり「小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針」を定めましたので通知します。

については、貴管内市町村教育委員会が指針策定の参考とするなど、この指針に基づき、適正で魅力ある運動部活動が一層展開されるよう指導願います。

教体第 1 1 9 3 号
平成 1 9 年 2 月 1 日

熊本市教育長 様

熊本県教育長 柿塚 純男

小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について（依頼）

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成 1 0 年 2 月 1 6 日付け教体第 1 5 4 4 号）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の充実を図るため、別添のとおり「小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針」を作成いたしました。

つきましては、適正で魅力ある運動部活動実施のための参考にしていただくよう、よろしくお願いいたします。

I 小学校における運動部活動の指針

1 小学校における運動部活動の意義

運動部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童が、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりする活動である。

また、児童が夢中になって活動する中で、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、児童の心身の健全な発育を促進し、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

さらに、好ましい人間関係や社会性を育成するなど豊かでたくましい「人間力」を育てる活動でもある。

運動部活動は、希望する児童によって主として放課後に行われるものであることから、顧問等の適切な指導のもと、児童の能力や適性などを考慮し、自発的自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

2 学校における指導方針及び基本計画

(1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行う。

(2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。

ア 児童が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、児童の主体性を尊重した運営に努める。

イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、児童の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が楽しめるような指導に努める。

ウ 児童の発育発達段階を踏まえ、できるだけ多くの運動が経験できるようにする。

エ バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

(3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成する。

(4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、児童の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 運動部活動対象学年

4年生以上を原則とする。

5 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が児童に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

6 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。

7 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

8 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、4日以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日は、原則として活動しない。活動する必要がある場合は、児童のバランスのとれた心身の発達からみて無理のない範囲で活動し、休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与える。

(2) 練習時間

練習時間は、児童の疲労を考え、早く始め、短時間で行うとともに、指導内容を十分工夫する。

ア 練習時間は、2時間以内を原則とする。

イ 児童が安全に帰宅できるよう終了時刻に配慮する。

(3) 練習試合

ア 練習試合の範囲については、原則として熊本市及び各教育事務所域内とする。

イ 練習試合は、児童の発育発達からみて月2回以内とする。

ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

9 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断のもと、承認する。

II 中学校における運動部活動の指針

1 中学校における運動部活動の意義

運動部活動は、学校において計画する教育活動で、より高い水準の技能や記録に挑戦させる中で生徒に運動の楽しさや喜びを味わわせ、豊かな学校生活を経験させるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

また、ねばり強く最後までやりとげる力、失敗をバネにしてさらに飛躍する力、及び互いに協力し合って友情を深める力など豊かでたくましい「人間力」を培う活動である。

運動部活動は、希望する同好の生徒によって、主として放課後に行われる活動であることから、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

2 学校における指導方針及び基本計画

(1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行

(2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。

ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。

ウ バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、練習日数や1日当

たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

- (3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成する。
- (4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。

6 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

7 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

(2) 練習時間

ア 平日の練習時間は、2時間以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、3時間以内を原則とする。

ウ 冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

(3) 練習試合

ア 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。

イ 練習試合は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。

ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

8 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断のもと、承認する。

Ⅲ 高等学校における運動部活動の指針

1 高等学校における運動部活動の意義

運動部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心をもつ同好者が組織し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

また、生涯にわたって親しむスポーツ等を見いだす格好の機会であることにも、活動の時間数、計画性、継続性から考えると、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

さらに、試行錯誤をしながら自分で工夫する力、ねばり強く最後までやりとげる力、失敗をバネにしてさらに飛躍する力及び互いに高め合って友情を深める力など豊かでたくましい「人間力」を培う活動である。

運動部活動は、希望する同好の生徒によって、主として放課後に行われる活動であることから、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

2 学校における指導方針及び基本計画

(1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行う。

(2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。

ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。

ウ バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

(3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成する。

(4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。

6 経費

運動部活動の経費については、できるだけ軽減するよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

7 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

1週間の練習日は、6日以内を原則とする。

(2) 練習時間

ア 平日の練習時間は、3時間以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、4時間以内を原則とする。

(3) 練習試合

実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

8 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断のもと、承認する。

9 その他

県外において運動部の活動を実施する場合は、県教育委員会に届け出る。

その際、平成14年3月20日付け教体第2007号「県立学校における運動部の活動に関する届出について」の教育長通知を参照する。

(2) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について

(平成30年3月19日29ス庁第649号スポーツ庁次長通知)

(平成30年3月20日付け教体第1555号教育長通知)

スポーツ庁では、この度、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、標記ガイドライン（別添1）を策定しました。

中学校及び高等学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校並びに特別支援学校中学部及び高等部を含む。以下「中学校等」という。）における運動部活動については、これまでも適切な指導をお願いしてきたところですが、中学校等における運動部活動が、生徒がスポーツに親しむ基盤として、今後も持続可能なものとなるよう、特に下記の事項に十分留意の上、本ガイドラインに則り、適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の中学校等に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び当該法人が設置する中学校等に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、附属の中学校等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した中学校等に対して、速やかに周知の上、必要に応じて支援、指導及び助言くださるよう、また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

1 運動部活動の方針の策定等について

都道府県にあつては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者にあつては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長にあつては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定願います。

なお、既にこうした運動部活動の方針等がある場合には、本ガイドラインに則ったものとなるよう改めて検討いただき、必要に応じて改訂願います。

2 運動部活動に係る活動計画等の作成及び公表について

中学校等においては、学校の運動部活動に係る活動方針並びに年間及び月間の活動計画等について、学校のホームページに掲載等により公表願います。

3 本ガイドラインの適用状況に関するフォローアップについて

スポーツ庁では、本ガイドラインの適用状況を把握するため、特に上記1及び2に関し、定期的にフォローアップ調査を実施することとしていますので、御協力くださるようお願いいたします。

4 教師の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」（別添2）を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

5 公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当の支給基準について

公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当については、地方公務員法第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条に定めるところにより、各都道府県又は指定都市の条例等において支給要件や手当額を定めるものです。部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準は、土日4時間程度の勤務を前提に3,600円と示していますが、これは、国庫負担金算定にあたり土日4時間以上行わないと部活動指導手当を支給しないという趣旨ではなく、現在でも、各自治体の実態に応じて、「土日2時間以上4時間未満」や「土日3時間程度」など、「土日4時間程度」以外にも様々な基準を設定しているところです。都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、今後策定する「運動部活動の在り方に関する方針」等も踏まえて部活動指導手当の支給基準の時間の区分も見直すなど、柔軟に対応願います。

なお、平成31年度義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準については、今後、本ガイドラインを踏まえて検討してまいります。

6 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、文化庁において、平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関して議論し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進める予定です。

別添1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/__icsFiles/afie1dfile/2018/03/19/1402624_1.pdf

別添2 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/__icsFiles/afie1dfile/2019/04/15/1414498_3_1.pdf

（3）本県の中・高等学校段階における「運動部活動の在り方に関する方針」について

（平成30年4月10日付け教体第42号教育長通知）

このことについて、本県においては、平成19年2月に策定した「小・中・高等学校における運動部活動の指針」（平成27年3月改正。以下、「指針」という。）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、別添のとおり、中学校の指針を一部改正し、高等学校においては当面の間、既

存の指針を運用することとしました。

つきましては、貴管内の各市町村教育委員会及び各中・義務教育学校（八代教育事務所は八代支援学校を含む。）に周知するとともに、運動部活動の改革に取り組む市町村教育委員会及び学校に対して、別紙「中学校段階における運動部活動改革のための取組チェックシート」を参考に指導及び支援をお願いします。

なお、小学校においては、社会体育移行前まで、既存の指針を運用することを申し添えます。

別紙「中学校段階における運動部活動改革のための取組チェックシート」

次の1～3は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁策定。以下、「国のガイドライン」という。）に示されている学校の設置者及び中学校等^{*1}が取り組む主な内容です。各項目を確認の上、運動部活動改革のための取組の実施をお願いします。

1 学校の設置者（市町村教育委員会や学校法人等）が取り組むこと

- (1) 学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本県の「中学校における運動部活動の指針」を参考に、「設置する中学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
 - ① 方針に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
 - ② 方針に、各学校の運動部が参加する大会数の上限となる目安等^{*2}を定める。
- (2) 学校の設置者は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等^{*3}を行う。
- (3) 学校の設置者は、次の2に示す中学校等が取り組むことに関して、適宜、支援及び指導・是正を行う。

2 中学校等が取り組むこと

- (1) 校長は、学校の設置者が策定する「設置する中学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、休養日及び活動時間等を設定した「学校の運動部活動に係る活動方針」を作成する。
- (2) 校長は、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。その際、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置も検討する。
- (3) 校長は、運動部顧問の決定等に関して、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行いながら、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、学校の設置者が定める各学校の運動部が参加する大会数の上限となる目安等に基づき、参加する大会等を精査する。
- (5) 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う等、「学校の運動部活動に係る活動方針」の運用を徹底する。
- (6) 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。そのために、運動部顧問は、競技団体等が作成している競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニング等の指導手引を活用するなど、生徒の発達の

個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たりした上で指導を行う。

- (7) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (8) 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

※1 中学校等とは、中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部のことをいう。

※2 目安等は、学校の運動部活動が参加する大会、試合等の全体像を把握し、競技種目の特性や地域の実情（地域を挙げて取り組んでいる競技種目や姉妹都市との交流等）を考慮した上で定める。

※3 参考資料として様式1、2を添付。

(4) 運動部活動における熱中症事故の防止等について（通知）

（平成30年7月26日付け教体第668号教育長通知）

このことについて、別添写しのとおり、平成30年7月20日付け30ス庁第262号でスポーツ庁次長から依頼がありました。

つきましては、運動部活動における熱中症事故の防止等、児童生徒の安全確保を徹底するため、別添のとおり、小・中・高等学校における「運動部活動の指針」を一部改正しましたので、貴管内の各市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、万全の対策を講じるよう指導願います。

なお、市町村教育委員会においては、「設置する学校に係る運動部活動の指針」に、中学校及び義務教育学校においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」に、熱中症事故の防止等について明記する等、適切な対応を図るよう指導願います。

また、別紙写しのとおり、熊本県小・中・高等学校体育連盟会長、熊本県高等学校野球連盟会長及び熊本県体育協会会長に対して依頼したことを申し添えます。

I 小学校における運動部活動の指針

1 小学校における運動部活動の意義

運動部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童が、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりする活動である。

また、児童が夢中になって活動する中で、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、児童の心身の健全な発育を促進し、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

さらに、好ましい人間関係や社会性を育成するなど豊かでたくましい「人間力」を育てる活動でもある。

運動部活動は、希望する児童によって主として放課後に行われるものであることから、顧問等の適切な指導のもと、児童の能力や適性などを考慮し、自発的自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

2 学校における指導方針及び基本計画

- (1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行う。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。
 - ア 児童が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、児童の主体性を尊重した運営に努める。
 - イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、児童の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が楽しめるような指導に努める。
 - ウ 児童の発育発達段階を踏まえ、できるだけ多くの運動が経験できるようにする。
 - エ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
 - オ 練習及び練習試合等の実施については、児童の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。
- (3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成する。
- (4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、児童の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 運動部活動対象学年

4年生以上を原則とする。

5 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格

が児童に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

6 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

7 校内委員会の設置

教職員、保護者等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進を図るために、会議等を実施する。

8 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

9 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、4日以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日は、原則として活動しない（毎月第1日曜は完全休養日とする）。活動する必要がある場合は、児童のバランスのとれた心身の発達からみて無理のない範囲で活動し、休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与える。

(2) 練習時間

練習時間は、児童の疲労を考え、早く始め、短時間で行うとともに、指導内容を十分工夫する。

ア 練習時間は、2時間以内を原則とする。

イ 児童が安全に帰宅できるよう終了時刻に配慮する。

(3) 練習試合

ア 練習試合の範囲については、原則として熊本市及び各教育事務所域内とする。

イ 練習試合は、児童の発育発達からみて月2回以内とする。

ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(4) 児童の安全確保

練習及び練習試合の実施については、児童の安全確保を最優先する。気候変動等により児童の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

10 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断のもと、小体連主催大会、共催大会を原則として参加を承認する。

中学校における運動部活動の指針

1 中学校における運動部活動の意義と留意点

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。

運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

2 学校における活動方針等

(1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。

(2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る運動部活動の方針」及び各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。

ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。

ウ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

エ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。

(3) 各学校においては、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。

(4) 各部活動は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(5) 活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正な数の運動部活動を設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員（部活動指導員を含む。）をもって充てる。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員等と連携協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

6 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

7 社会体育関係団体との連携

地域や学校の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

8 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

9 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

(2) 練習時間

ア 平日の練習時間は、長くとも2時間程度とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、長くとも3時間程度とする。

ウ 冬季は日没が早いとため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

(3) 練習試合

ア 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。

イ 練習試合は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。

ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(4) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や

気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

10 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断の下、次の(1)から(3)の大会について参加を承認する。

- (1) 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
- (2) 国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合には、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。
- (3) このほかの大会参加については、学校の設置者が定める大会数の範囲内とする。したがって、校長は、学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等を参考に、生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部活動が参加する大会を精査する。

Ⅲ 高等学校における運動部活動の指針

1 高等学校における運動部活動の意義

運動部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心をもつ同好者が組織し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

また、生涯にわたって親しむスポーツ等を見いだす格好の機会であるとともに、活動の時間数、計画性、継続性から考えると、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

さらに、試行錯誤をしながら自分で工夫する力、ねばり強く最後までやりとげる力、失敗をバネにしてさらに飛躍する力及び互いに高め合って友情を深める力など豊かでたくましい「人間力」を培う活動である。

運動部活動は、希望する同好の生徒によって、主として放課後に行われる活動であることから、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

2 学校における指導方針及び基本計画

- (1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行う。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。
 - ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
 - イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。
 - ウ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
 - エ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。
- (3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成する。
- (4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化される

よう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

6 校内委員会の設置

教職員、保護者、学校評議員等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議等を実施する。

7 社会体育関係団体との連携

学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

8 経費

運動部活動の経費については、できるだけ軽減するよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

9 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

1週間の練習日は、6日以内を原則とする。

(2) 練習時間

ア 平日の練習時間は、3時間以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、4時間以内を原則とする。

(3) 練習試合

実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(4) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

10 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画

書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断のもと、承認する。

11 その他

県外において運動部の活動を実施する場合は、県教育委員会に届け出る。

その際、平成14年3月20日付け教体第2007号「県立学校における運動部の活動に関する届出について」の教育長通知を参照する。

(5) 「高等学校における運動部活動の指針」について

(平成31年3月7日付け私振第992号、教体第1528号教育長・総務部長通知)

このことについて、平成30年3月にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）に則り、別添1のとおり「高等学校における運動部活動の指針」（以下、「本指針」という。）を策定しました。

本指針にある【1 高等学校における運動部活動の意義と留意点】が運動部活動において実現されることは、県内すべての生徒にとって等しく重要であることから、本指針は、学校設置者の違いにかかわらず、共通の指針として位置付けられております。

つきましては、国のガイドライン及び本指針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、下記のとおり速やかに取り組んでいただきますようお願いします。

なお、平成19年2月に策定した「高等学校における運動部活動の指針」（平成30年7月改正）（以下、「旧指針」という。）は廃止します。ただし、各学校においては、別紙1のスケジュールのとおり、本指針に基づき「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定するまでは、旧指針により活動ができることを申し添えます。

記

1 私立学校

(1) 高等学校を設置する学校法人は、国のガイドライン及び本指針に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下、「設置者の方針」という。）を速やかに策定する。

(2) 学校法人が設置する高等学校の校長は、設置者の方針に則り、学校の方針を別紙1のスケジュールのとおり策定する。また、学校の方針の策定に当たっては別紙2を、運動部顧問が作成する年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成に当たっては別紙3～5を参考にする。

2 県立学校

- (1) 高等学校及び高等部に運動部活動がある特別支援学校の校長は、本指針に則り、学校の方針を別紙1のスケジュールのとおり策定する。また、学校の方針の策定に当たっては別紙2を、運動部顧問が作成する年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成に当たっては別紙3～5を参考にする。
- (2) 本指針に新たに示した「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等」については、追って連絡する。

3 市立学校

高等学校及び高等部に運動部活動がある特別支援学校を設置する市教育委員会においては、国のガイドライン及び本指針を参考に、設置者の方針を策定する。

〈平成31年（2019年）3月7日策定〉

高等学校における運動部活動の指針

1 高等学校¹における運動部活動の意義と留意点

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。

運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

高等学校段階の運動部活動については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

（1 高等学校とは、高等学校及び特別支援学校高等部のことをいう。）

2 本指針の位置付け

上記の意義と留意点が運動部活動において実現されることは、県内すべての生徒にとって等しく重要であることから、学校の設置者の違いにかかわらず、共通の指針として取り組む。

3 学校の設置者における方針の策定等

学校の設置者は、本指針に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
なお、「設置する学校に係る運動部活動の方針」は、県立学校においては本指針を適用し、市立学校においては市教育委員会が、私立学校においては学校法人が策定することとする。

また、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、休養日及び活動時間等を明記するとともに、下記4に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

4 学校における活動方針の策定等

(1) 校長は、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。その策定にあたっては、次の事項に配慮しつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定する。
ア 運動部活動の指導にあたっては、運動部顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。

イ 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

ウ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。

エ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

オ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。

(2) 運動部顧問は「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 校長は、活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

5 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置に当たっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正な数の運動部活動を設置する。

6 運動部顧問等

校長は、自校の教職員（部活動指導員を含む）をもって運動部顧問に充てる。特に、安

全上専門的な指導が必要な部については、十分配慮する。

また、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに校長が委嘱する。

7 適切な指導

運動部顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

8 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

9 社会体育関係団体との連携

学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

10 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

11 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、運動部顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日・練習時間

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 定期試験の前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は練習時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

オ 校長は、学校の特色、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等により、上記ア及びイを超えて練習日・練習時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに、週当たりの練習時間につい

ては16時間未満を目安として設定することとする。

(2) 練習試合

実施にあたっては、運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(3) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

12 運動競技会への参加

生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、学校の設置者は、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

校長は、大会が学校教育活動の一環という判断の下、各部活動が参加する大会を精査する。

運動部顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

13 その他

学校の設置者及び校長は、本指針に定めるもののほか、運動部活動の在り方に関することは、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)を参照し、運動部活動を持続可能なものとするために、抜本的な改革に取り組む。

(6) 中学校、高等学校における運動部の指導について

(昭和32年5月16日文科省初等中等教育局)

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度、習慣の育成を目ざして行われるべきものであるが、最近運動部に属する生徒の暴力的な行動や不良行為が一部に起こっていることは、まことに遺憾であります。

これについては、学校における生徒指導や特別教育活動一般の問題として検討し、指導の強化を図る必要があるが、この際学校における運動部の指導について左記事項に留意され、運動部の運営が、単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部としてじゅうぶんな指導の行われるよう、御配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会及び学校に対し、この通達の周知徹底方についてよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督して、その指導の万全を図ること。
- 2 校長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には、その人の人格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と見識を備えた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのために運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制されることのないよう配慮すること。
 - (3) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場合に、行き過ぎた激励や応援を行って、生徒に悪い影響を与えないように配慮すること。
 - (4) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「学徒の運動競技の基準」（昭和32年5月15日文初中第249号文部事務次官通達）によること。
 - (5) 運動選手に対し、試験を免除したり、採点を加減するなど、一般の生徒と差別のある取扱をしないこと。
- 3 運動部長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部長は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
 - (2) 運動部長は、施設用具などが選手のみに独占されることのないように指導すること。
- 4 種目別の各部の担当教員の特に留意すべき点
 - (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、絶えず部の活動全体を掌握して指導監督に当たること。
 - (2) 生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意思、健康などを十分考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。
 - (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力を超えた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。
 - (4) 運動部の練習については、生徒の健康や学業を十分考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。
- 5 合宿練習の指導において特に留意すべき点
 - (1) 合宿の生活においては、教師は必ず寝食をともにして監督し、その生活がとかく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的に計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮

すること。

- (2) 合宿生活は、ややもすると、飲酒、喫煙、その他好ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に生徒の行動を確実に把握してその生活全般にわたる指導に留意すること。
- (3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異なって、練習時間や練習量が多く、生徒は心身ともに疲労を増してくるので、教師は個々の生徒の健康や衛生に留意し、病気になったり、傷害を起こしたりすることのないよう注意すること。

(7) 中学校、高等学校における運動クラブの指導について

(昭和43年3月11日文体体第223号文部省体育局長通達)

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の運動の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り、互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会ではありますが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとらわれて行き過ぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどのあやまった行為を招くおそれがあり、最近、そのような望ましくない事例が一部に見られたことは、まことに遺憾であります。

運動クラブの指導については、「中学校、高等学校における運動部の指導について（昭和32年5月16日文中第275号文部省初等中等教育局長通達）」をもって、関係者の格別の御配慮をお願いしてまいりましたが、さらに左記事項に留意し、いっそう成果をあげるようご配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会及び学校に対し、その趣旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 校長をはじめ運動部長などの運動クラブの責任者、種目別の各クラブ担当教員などによる指導組織を確立し、関係教員全員が連携を密にし、協力して指導の徹底を図るようにすること。
- 2 種目別の各運動クラブの担当教員は直接指導に当たるように努めるとともに、関係教員相互の協力体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めたり、随時巡回したりするなどの適当な方法によりその活動状況をたがいに連絡し合うようにし、運動クラブの活動の実態をじゅうぶん把握するようにすること。
- 3 部員の健康管理にじゅうぶん留意するとともに、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な気風を育てるようにすること。
この場合、学級(ホームルーム)担任教員や父兄ともじゅうぶん連絡を保つようにすること。
- 4 運動クラブの活動については、できるだけ時間を有効に使い、生徒の生活全体からみて調和の失われることがないように配慮すること。

(8) 児童・生徒の体育・スポーツ活動について

(昭和45年11月27日教体第649号県教育長通達)

児童・生徒の体育・スポーツの指導については、かねがね配慮されているところであるが、近年学校におけるそれらの活動がいよいよ拡大されるようになってきていることは御承知のとおりである。

しかし、一方には学校管理と指導の適正をはかることの必要が増大し、活動時間及び指導者等のうえからこれまでのような実施のしかたに困難を生じている実情である。

したがって、今後学校における児童・生徒の体育・スポーツの健全な発達を期するためには、クラブ活動をはじめとしてそれらの活動の指導運営を改善して活動の適正をはかる必要があるので別紙内容について、貴管下の関係者はもちろん、関係団体等にもじゅうぶん周知のうえ、運営の適正とその促進をはかられたい。

なお、この通達は今後本県の体育・スポーツ活動を進めるうえからきわめて重要な意義を持つものである。

よって、通達の趣旨および内容について広く一般の理解を深めるとともにじゅうぶん協力を得る必要があることから、別途通知の解説を配付する予定であるので申し添える。

別 紙

児童・生徒のスポーツ活動について

児童・生徒が体育・スポーツ活動に親しみ、健全な身体と精神力を養い、将来有為な国民として成長するよう対策を講じることは、きわめて重要な課題である。そのためには、学校における体育活動はもちろん、学校以外におけるスポーツ活動の健全な普及発展を図ることが必要である。このことはかねがね指導してきたところであるが、各学校においては、児童・生徒の体育・スポーツ活動をいっそう振興するため次の事項について努力されるよう願います。

1. 学校教育活動としての体育活動について

学校においては知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成し適切に運営しなければならない。体育活動についても、教科、学校行事、クラブ活動等、それぞれの目標に応じて相互の関連をはかり、適正に計画・運営することが必要である。しかしながらクラブ活動と放課時における運動部の活動のあり方については、児童・生徒の体育活動の機会の拡充と指導管理の立場から早急に改善する必要がある。

(1) 教育課程における体育クラブ活動

体育クラブ活動は、児童・生徒の興味や関心にに基づき、体育活動を行うことによつて心身の健康を増進するとともに、人間的な接触を深め、学校生活を豊かにし、ひいては社会生活に必要な資質を養うなど学校教育において重要な意義を持つものである。

したがって、教師の適切な指導管理のもとに児童・生徒が積極的に参加し得るよう計画・運営されなければならない。

ア、実施にあたっては、活動時間を授業時間表に明記すること。

イ、種目の決定にあたっては、指導担当教師、施設設備、児童・生徒の希望や男女の構成などの条件をふまえ、教育的判断に基づき適切に編成すること。

ウ、安全管理については、児童・生徒の参加の状況や健康状態を把握するとともに、初心者ならびに予想される危険については格段に配慮すること。

エ、指導にあたっては、児童・生徒の経験や能力に応じて、無理のない活動が行われるよう配慮すること。

(2) 放課時における運動部の活動

放課時における運動部の活動を学校教育活動として行う場合には、一部の生徒に限ることなく多くの生徒に活動の機会を与えることが必要である。これは運動愛好の精神を啓発し、技能を助長するとともに正常な身体的発達をはかり、望ましい社会的態度を育成することを目指して行われるべきものである。

したがって、運営に際しては、生徒の自発的活動を尊重するとともに教師の適切な指導が緊要である。

ア、運動部の活動は教師の勤務時間内に行うこと。

イ、種目の決定にあたっては、指導担当教師、施設設備、生徒の希望等の条件をふまえ、教育的判断に基づき適切に編成すること。

ウ、危険が予想される運動部については、特に適切な指導担当教師を配置すること。

なお、技術的なコーチを外部に求める場合は、特に人格、見識などに配慮すること。

エ、指導者は技術のみに重点をおくことなく、安全に練習ができるよう指導するとともに、部の健全な雰囲気づくりに配慮すること。

2. 学校教育活動以外のスポーツ活動について

学校における運動部の活動は、長い伝統のもとに生徒の人間陶冶とスポーツの発展に貢献してきた。しかしながら、近年それらの活動はいよいよ拡大され、当然社会全体の領域と見なされるものまで含むようになった。また一方、時代の進展に伴う社会的条件の変化によって、指導者や活動時間等に少なからぬ問題をはらむようになった。

したがって、学校において行われてきた運動部の活動のうち、本来学校教育活動以外で行われるべきものについては、新たな組織によって、運営される必要がある。

ア、組織の種類としては、発展の段階に応じて「学校単位の組織」「競技単位の組織」等が考えられるが、当面学校の教職員や保護者のじゅうぶんな理解と協力を得て、実情に即し組織化を進める必要がある。

イ、指導者としては、スポーツ団体等の関係者はもちろん、学校の教職員も社会人として自発的に参加することが望ましい。

ウ、施設については、社会体育施設の整備の現状から、当分の間、学校体育施設をじゅうぶん活用することが望ましい。

エ、スポーツ活動においては、事故の発生も予想されるので、できるだけ有利な補償措置を講ずることが望ましい。

(9) 児童・生徒の体育・スポーツ活動に関する通達の一部改正について

(昭和53年3月31日教体第702号県教育長通達)

このことについて、昭和45年11月27日付け教体第649号「児童・生徒の体育・スポーツ活動について(通達)」を下記のとおり昭和53年4月1日から一部改正する。

記

児童・生徒の体育・スポーツ活動についての1の(2)のア「運動部の活動は」の次に「原則として」を加える。

(10) 中学校及び高等学校における運動部活動について

(平成10年1月20日文体体第297号文部省体育局長通知)

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校、高等学校における運動部の指導について」(昭和32年5月16日付け文初中第275号文部省初等中等教育局長通知)及び「中学校、高等学校における運動クラブの指導について」(昭和43年11月8日付け文体体第223号文部省体育局長通知)をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

さて、運動部活動については、保健体育審議会答申(平成9年9月22日)において、別紙のとおり指摘がなされていますが、文部省では、平成7年度から、学識経験者による「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」を開催し、このたび、別添のとおり、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられました。

については、保健体育審議会答申やこの協力者会議の報告書を参考に、左記の事項に御留意の上、中学校及び高等学校の運動部活動について、一層適切な指導が行われるようお願いいたします。

記

- 1 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また、運動部活動への参加が強制にわたることがないようにすること。
- 2 スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活を確保する観点から、学校週5日制の趣旨も踏まえて休養日を適切に設定するとともに、練習時間を適切なものとするよう留意すること。また、学校が必要に応じてスポーツ医・科学等に関する情報を活用することができるよう、情報提供等に努めること。
- 3 生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、保護者や地域に開かれた運動部活動とする観点から、学校が必要に応じて外部指導者に協力を求めることができるよう所要の条件整備に努めることや、地域の実態に応じて保護者や地域住民との意見交換を行ったり、地域のスポーツクラブ等との交流を図ること等に留意すること。

別紙、別添 略

7 参加人員氏名

学 年	氏 名	学 年	氏 名
計	名		

別紙様式 2

番 号 年 月 日
熊本県教育長 様
学校名 校長 印
<p>県外における練習試合（合宿等）実施届 下記のとおり を実施しますので、平成14年3月20日付け教体第 2007号によりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名 称 2 目 的 3 実施期日、日程(集合場所、時刻、解散場所、時刻) 4 参加者(学年・男女別人数と計) 5 引率者(引率責任名者その他の引率者の職・氏名) 6 実施場所(旅行先、旅行経路を含む) 7 利用交通機関名・生徒一人当たり費用 8 その他参考になる事項

(12) 運動部活動における適切な指導の徹底について

(平成25年1月15日付け教体第1141号教育長通知)

先般、県外ではありますが、運動部活動指導における体罰があり、それを受けた生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生しました。

本県では、これまで「適正で魅力ある運動部活動の推進について」平成20年7月3日付け教体第457号により、運動部活動における適切な指導についてお願いしてきた

ところですが、再度、下記の事項に留意いただき、運動部活動の運営状況等を確実に把握するとともに、学校教育活動の一環として行われる運動部活動の意義や役割を踏まえた活動がなされますよう指導願います。

記

1 指導内容

- (1) 体罰及び暴言等の禁止の徹底
- (2) 人権教育の視点に立った指導の徹底
- (3) スクールセクハラ（おいせつ行為等）防止の徹底
- (4) 生徒及び保護者による相談や情報提供等への適切な対応の徹底

2 指導徹底のための取組

- (1) 適正な活動推進のための部活動推進委員会の設置
- (2) 運動部活動の指針に沿った活動の徹底
- (3) カウンセリングマインドにもとづく積極的な児童生徒理解
- (4) 顧問会議、キャプテン会議等の実施
- (5) 豊かな人権感覚を持った指導者の育成

※参考となる資料

「運動部活動の指針」（別添）

平成19年2月1日付け教体第1193号

「運動部活動指導の手引」

平成19年3月22日付け教体第1423号

(13) 部活動の大会等参加における交通手段について

(平成25年3月13日付け教体第1431号教育長通知)

このことについては、平成21年7月14日付け教体第519号で通知し、事故防止に努めてきたところですが、その後、本県においても教職員がマイクロバスを運転し、事故を起こすという事案が発生しています。

ついては、なお一層の事故防止の徹底を図るため、所属職員に対し、下記について周知徹底するとともに、厳守するよう指導願います。

なお、これに伴い、平成21年7月14日付け教体第519号は廃止します。

記

- 1 部活動の大会参加、練習試合及び合宿等における交通手段は、公共交通機関を原則とする。
- 2 校長が公共交通機関の利用が困難であると判断し、生徒の輸送に関してマイクロバス等の使用を許可した場合は、次の事項について厳守する。
 - (1) 運行計画を作成し、事前に校長の許可を得、保護者の承諾を得ること。
 - (2) 教職員は運転しないこと。
 - (3) 運転手については、第二種免許取得者とする。ただし、やむを得ずそれ以外の者が運転する場合は、事前に登録された者とし、安全に対する十分な指導を

行うこと。

- (4) 車両については十分な整備及び点検を行うこと。
- (5) 自動車の任意保険（同乗者保険も含む）に加入すること。
- (6) 年度当初に、生徒や保護者に対してマイクロバス等の使用計画を示し、その際の対応等について十分に説明しておくこと。

(14) 運動部活動での指導のガイドラインについて

(平成25年6月25日付け教体第468号体育保健課長通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局長から通知がありました。

つきましては、「運動部活動での指導のガイドライン」を有効に活用し、運動部活動における体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導が図られますよう、貴管内の各中学校に配付をお願いします。

なお、本ガイドラインは、中学校・高等学校における運動部活動での指導について作成されたものですが、文部科学省ホームページに掲載されておりますので小学校での活用についても周知いただきますようお願いいたします。

文部科学省ホームページ掲載アドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/index.htm

トップ > スポーツ > 子どもの体力向上 > 学校体育の充実 > 運動部活動での指導のガイドライン

(15) 小中学校の運動部活動における休養日について

(平成26年8月27日付け教体第786号教育長通知)

このことについては、平成19年2月1日付け教体第1193号で通知した運動部活動の指針の中で示しており、休養日の設定については適正に取り組まれていることと存じます。

県教育委員会では、運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会の提言を受け、これまで市町村教育委員会等関係機関へ提言内容について説明を行い様々な御意見をいただいております。今後は、いただいた御意見を尊重しながら運動部活動及びスポーツ活動のあり方について検討を重ね、年度内には方針を策定することとしています。

市町村教育委員会等関係機関からいただいた御意見の中では、「児童生徒の健康や体力等から考えると今まで以上に休養日を設定する必要がある」という御意見が寄せられております。

また、本県では毎月第1日曜日を「家庭の日」とすることを提唱しております。

このようなことから、今後策定する県教育委員会の方針には、第1日曜日を完全休養日とすることを含めた休養日の設定について盛り込みたいと考えております。

つきましては、年度途中ではありますが、児童生徒のバランスのとれた成長を一層図るため、運動部活動の休養日について下記のとおり取り扱われるよう貴管内の各市町村教育委員会へ周知願います。

記

- 1 本年度の運動部活動については、可能な限り第1日曜日を休養日とする。
- 2 来年度は、第1日曜日を完全休養日とする。 ※参考となる資料
「運動部活動の指針」(別添)
平成19年2月1日付け教体第1193号
「運動部活動指導の手引」
平成19年3月22日付け教体第1423号

(16) 児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針について

(平成27年3月9日付け教体第1500号教育長通知)

平成26年2月に外部有識者による検討委員会から「運動部活動及びスポーツ活動のあり方について」の提言が提出されました。

県教育委員会では、本提言並びに各関係機関からいただいた御意見等を踏まえ、児童生徒にとって安心・安定したスポーツ環境を確保するため「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を策定しました。

つきましては、本基本方針に基づき、適正な運動部活動及びスポーツ活動を推進願います。

(17) 運動部活動における体罰防止の徹底について

(平成27年9月8日付け教体第813号教育長通知)

今般、県立学校において、運動部活動指導中の体罰による教職員の懲戒処分がありました。

本県ではこれまで、平成25年1月15日付け教体第1141号「運動部活動における適切な指導の徹底について」及び平成25年8月26日付け教高第724号「体罰根絶に向けた取組の徹底について」等の通知により、体罰及び暴言等の禁止の徹底等、学校教育活動の一環として行われる運動部活動の意義や役割を踏まえた活動の推進についてお願いをしてきたところです。

つきましては、今後、運動部活動指導中の体罰が二度と繰り返されないように、下記に示した資料等を活用し、10月末までに校内研修を実施するとともに、体罰根絶に向けて取り組んでいただくようお願いします。

なお、校内研修終了後、別紙様式により報告書の提出をお願いします。

また、運動部活動未設置校については対応不要です。

記

- (1) 「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」

平成27年3月9日付け教体第1500号

- (2) 「運動部活動指導の手引」平成27年6月1日付け教体第360号

- (3) 「運動部活動での指導のガイドライン」平成25年5月文部科学省

※ (1) (2) については県教育委員会ホームページ、(3) については文部科学省ホームページを参照

(18) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(平成29年3月16日付け教体第1436号教育長通知)

このことについて、別添写しのとおり平成29年3月14日付けでスポーツ庁次長等から通知がありました。

つきましては、本改正の概要及び留意事項について御理解の上、引き続き部活動の指導体制の充実を図るようお願いします。

なお、本県における部活動指導員の任用については、規則等を整備した上で改めて通知します。

(19) 中学校段階における県立学校の運動部活動が参加する大会数の上限となる目安等について

(平成30年5月28日付け教体第343号教育長通知)

平成30年4月10日付け教体第42号で通知した「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等」については、下記のとおりとします。

つきましては、生徒の教育上の意義及び生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、各運動部活動が参加する大会を精査するようお願いします。

記

- 1 中学校段階における各運動部活動が1年間に参加する中学校体育連盟主催及び共催以外の大会数の上限は、10回とする。
- 2 中学校体育連盟主催及び共催の大会並びに国民体育大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会については、中学校における運動部活動の指針のとおりとする。

(20) 高等学校段階における県立学校の運動部活動が参加する大会数の上限となる目安等について

(平成31年3月22日付け教体第1603号教育長通知)

平成31年(2019年)3月7日付け私振第992号及び教体第1528号「『高等学校における運動部活動の指針』について」で通知しておりました県立学校における「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等」については、下記のとおりとします。

つきましては、生徒の教育上の意義及び生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、各運動部活動が参加する大会を精査するようお願いします。

記

- 1 各運動部活動が1年間に参加する高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟主催・共催以外の大会数の上限は、10回とする。
- 2 このほかの大会参加については、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」のとおりとする。